

# 売 扱 物 件 に つ い て

**売扱いの条件となりますので、必ずお読みください。**

## □ 契約の目的

売扱物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

## □ 地下埋設物について

- ・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。
- ・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

## □ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

- ・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。
  - ・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

## □ 水害ハザードマップ等の情報について

- ・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。
- ・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。
- ・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

## □ 一般事項について

- ・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調査の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調査の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、枠等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壤汚染については、物件調査に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っておりません。

- ・物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

(主な項目の見方)

**所在地欄**には、物件の筆頭地番を記載しています。

**住居表示欄**には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

**内訳、面積欄**の記載内容は次のとおりです。

- 「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。  
「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（26 ページ参照）。  
「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

**道路と敷地の関係欄**には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

**法令に基づく制限欄**

**都市計画法・建築基準法欄**には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2 第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

**その他の制限欄**には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積500 m<sup>2</sup>以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

- ※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

・施設の種類

「有」 … 物件の敷地内に引込管、電線、樹等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、樹等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」 … 物件の前面道路に配管等が整備済であることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」 … 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

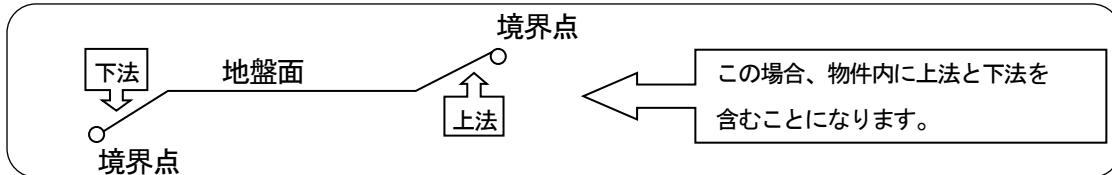
公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。(距離は目安です。)

- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

**留意事項欄**では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

(上法、下法の位置関係)



**案内図**は、現地までの略図です。

**交通機関欄**の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路上に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

**現況図**は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

# 物 件 調 書

物件番号 2862

最低売却価格

727万円

所在 地	横浜市鶴見区浜町2丁目9番19					
住居 表示	-					
内訳、面積	地 番		地 目	公 簿 面 積	現況測量面積	
	9番19		宅 地	34.63m <sup>2</sup>	-	
	合計(1筆)		※1	34.63m <sup>2</sup>	-	
道路と敷地の関係	南側で幅員約40.0mの舗装県道 ※2					
法令に基づく制限	都市計画区域		市街化区域	用途地域	準工業地域	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	高度地区 第5種高度地区	
	外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-	防火・準防火地域等 準防火地域	
	日影規制(高さ10mを超える建築物/4.0m/5時間/3時間)					
その他の制限		宅地造成等工事規制区域(全市域) 駐車場条例の附置義務区域(周辺地区) 景観計画(全市域)、建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域)				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	-		
供給処理施設の状況	施設の種類		状況	事業所等		
	電気	可	地上配線	東京電力エナジーハート(株) 0120-995-001		
	上水道	可	南側前面道路配管300mm 東側前面道路配管50mm	横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
	下水道	可※3	南側前面道路配管(合流300mm) 東側前面道路配管(合流250mm)	横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669		
公共施設等	鶴見区役所		横浜市立入船小学校	横浜市立寛政中学校		
	物件の北西方 約1.4km		物件の北西方 約0.2km	物件の東方 約0.5km		
<b>本物件は現況での引渡しとなります。</b> 「売払物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の東側隣接地は道路区域に含まれていますが、大部分が未舗装地のため、道路として利用することの可否及びその条件等の詳細については、横浜市鶴見区鶴見土木事務所にお問い合わせください。 ※3 南側前面道路の配管は本物件の南西面にあります。						
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本物件は周辺一帯の土地区画整理事業の認可(施行主体:行政庁、認可年月日:昭和22年6月5日、換地処分公告年月日:昭和37年9月17日)を得て整備された画地です。</li> <li>本物件は南側で幅員約40.0mの舗装県道、東側で幅員約4.5mの舗装市道に接道するほぼ台形の角地です。なお、南側道路は東側道路区域(東側の道路形態部分と未舗装地部分)よりも約1.8m高くなっています。</li> <li>本物件の南側隣接地(道路)の下部に高さ約1.5~1.8mの擁壁が設置されており、本物件は南側道路面よりも約1.5~1.8m低くなっています。なお、本物件の敷地内は概ね平坦です。</li> <li>本物件北側隣接地の屋根に設置されているアンテナが本物件の敷地上空で越境しています。隣接地権者との協議等については横浜市(売主)は対応いたしません。</li> <li>本物件の周辺は京浜工業地帯であり、付近には倉庫、工場、事業所、配送センター等があるため、風向き等の気象条件によっては作業や車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。</li> <li>本物件の南側は高速神奈川1号横羽線及び東京大師横浜線であるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。</li> <li>本物件の北西方約160m付近に「入船小学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歎声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。</li> <li>本物件の南方約60m付近に「入船公園」、北方約110m付近に「日東浜公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歎声等が聞こえる場合があります。</li> <li>本物件の南東方約50m付近に「鶴見消防署入船消防出張所」があるため、消防活動等の際には緊急車両のサイレン等が聞こえる場合があります。</li> <li>本物件の敷地周辺に鉄パイプやロープ等による囲いがされています。この囲いは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。また、撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。</li> <li>本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。</li> </ul>					
	<b>「売払物件について」も必ず御確認ください。</b>					
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			

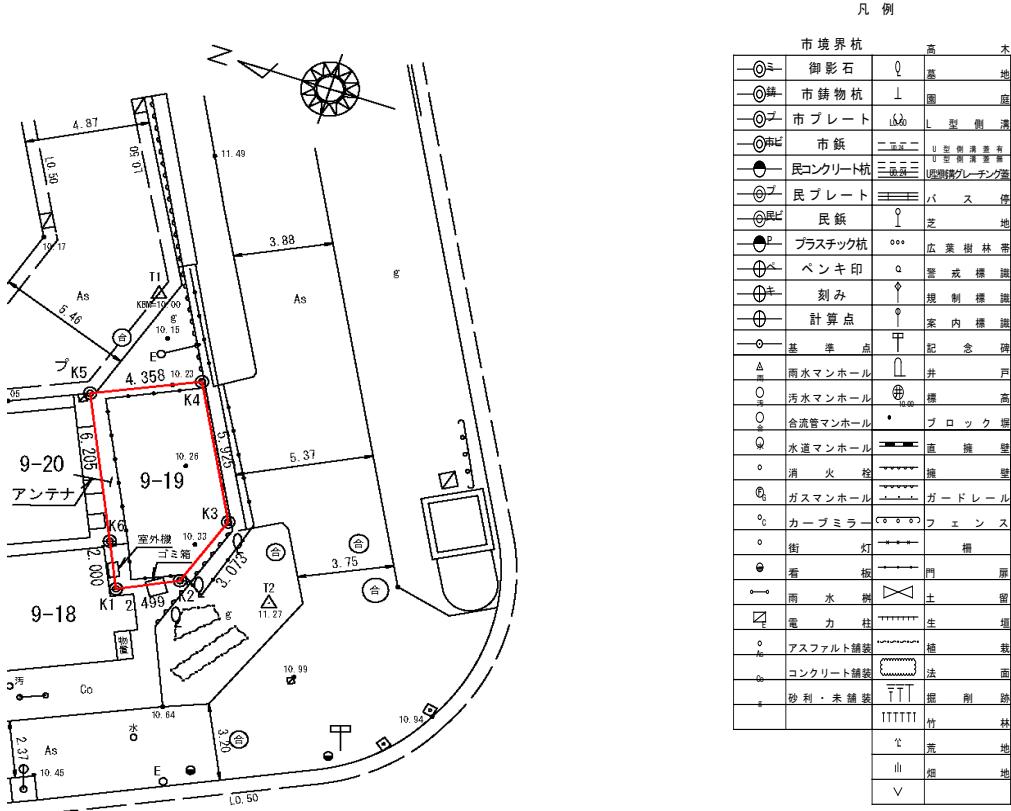
物件番号2862

案 内 図



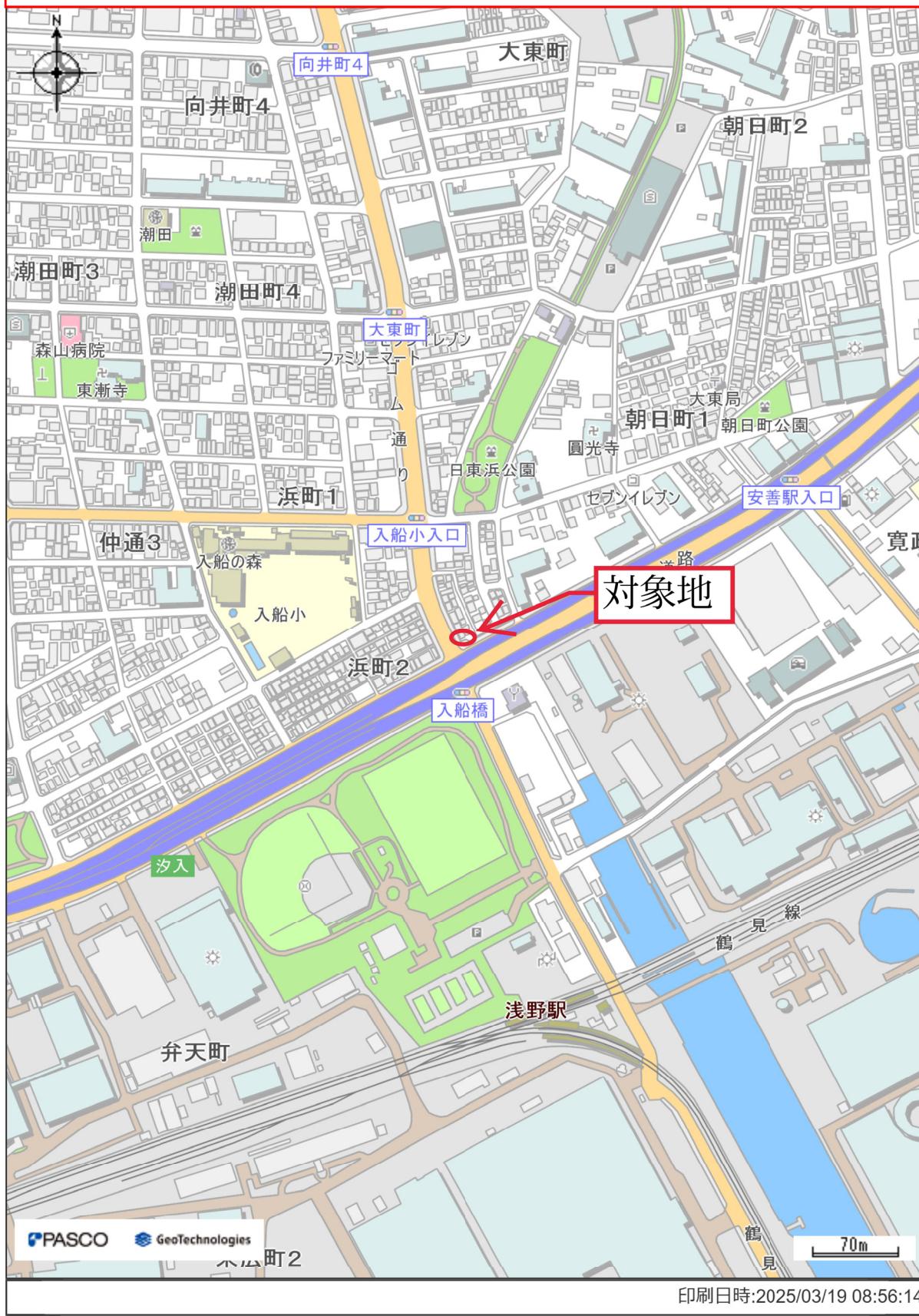
交 通 機 関 JR鶴見線「浅野」駅 徒歩5分

現況図



# 位置図

## 鶴見区浜町二丁目9番19



鶴見区浜町二丁目9番19



8-23



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状を概略を記載した図面です。



請求部	所在	横浜市鶴見区浜町二丁目				地番	9番1	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日 (原図)					補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年5月22日

横浜地方法務局

請求番号 : 47-4

登記官

(1/1)

公用

表題部 (土地の表示)			調査	余白	不動産番号	0205001397665
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所在	横浜市鶴見区浜町二丁目			余白		
① 地番	②地目	③ 地積 m <sup>2</sup>			原因及びその日付〔登記の日付〕	
9番19	宅地	34 63			9番1から分筆 〔令和7年5月20日〕	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和25年10月12日 第12932号	原因 昭和25年3月31日譲渡 所有者 横浜市 順位1番の登記を転写 令和7年5月14日受付 第20695号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和7年5月22日

横浜地方法務局

登記官

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K78061 (4/10)

1/1

公用

登記年月日：令和7年5月20日

令和7年5月22日

（横浜地方検察局）

横浜地方法務局

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

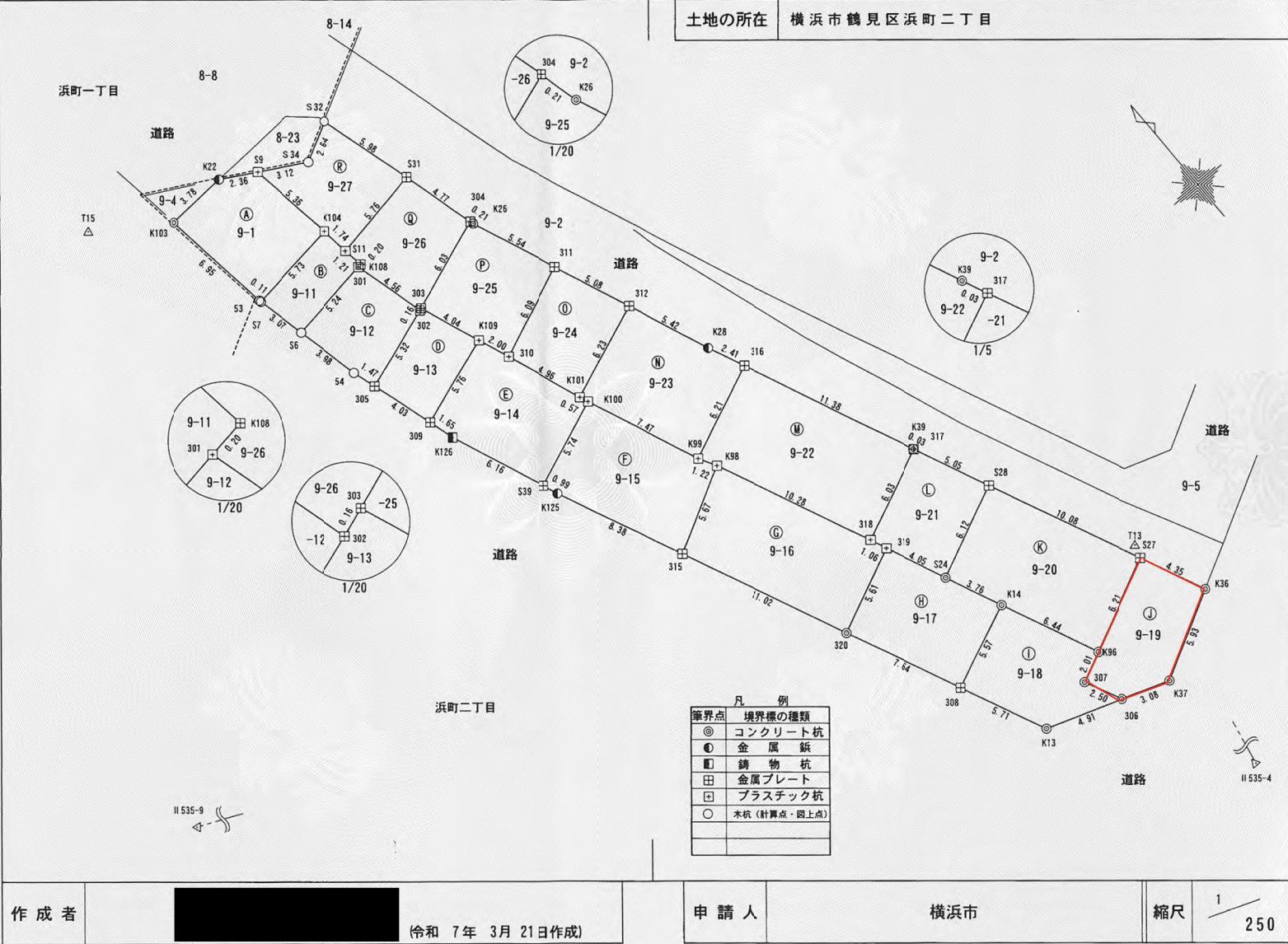
これは図面に記録と

## 地 積 測 量 図

( 1 / 4 )

地番 9-1  
9-11ないし9-27

土地の所在 横浜市鶴見区浜町二丁目



請求番号：47-9

(1/4)

公用

登記年月日：令和7年5月20日

令和7年5月22日

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)  
これは図面に記録されている内容を説明した書面である。

登記官

地番 ⑩ 9-22			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
316	-55382.226	-12580.978	100157.165858
K39	-55392.626	-12576.367	131184.084177
317	-55392.657	-12576.353	31013.286498
318	-55395.092	-12581.869	-87192.352170
K98	-55385.727	-12586.101	-131235.275127
K99	-55384.665	-12586.693	-44066.012193
倍面積		-139.102957	
面積		69.5514785	m <sup>2</sup>
地積		69.55	m <sup>2</sup>

地番 ⑪ 9-23			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
312	-55375.002	-12583.998	34782.170472
K28	-55380.018	-12581.956	90892.050144
316	-55382.226	-12580.978	58463.804766
K99	-55384.655	-12586.693	-55960.437078
K100	-55377.780	-12589.586	-93301.421846
K101	-55377.254	-12589.808	-34974.486624
倍面積		-98.320166	
面積		49.1600830	m <sup>2</sup>
地積		49.16	m <sup>2</sup>

地番 ⑫ 9-24			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
311	-55370.301	-12585.923	30105.527816
312	-55375.002	-12583.998	87496.538094
K101	-55377.254	-12589.808	-30114.820736
310	-55372.610	-12591.563	-87549.137539
倍面積		-61.892365	
面積		30.9461825	m <sup>2</sup>
地積		30.94	m <sup>2</sup>

地番 ⑬ 9-25			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
304	-55364.963	-12588.054	-22771.789686
K26	-55365.166	-12588.001	67194.749338
311	-55370.301	-12585.923	93689.610812
310	-55372.610	-12591.563	5527.696157
K109	-55370.740	-12592.272	-70957.452720
303	-55366.975	-12593.739	-72754.030203
倍面積		-71.216302	
面積		35.6081510	m <sup>2</sup>
地積		35.60	m <sup>2</sup>

地番 9-1  
9-11ないし 9-27

## 地積測量図

(3/4)

土地の所在 横浜市鶴見区浜町二丁目

地番 ⑭ 9-18			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
K14	-55403.207	-12578.302	46363.621172
K96	-55409.094	-12575.684	84709.807424
307	-55409.943	-12577.506	38927.381070
306	-55412.189	-12576.408	8363.311320
K13	-55410.608	-12581.061	-85312.174641
308	-55405.408	-12583.415	-93129.854415
倍面積		-77.908070	
面積		38.9540350	m <sup>2</sup>
地積		38.95	m <sup>2</sup>

地番 ⑮ 9-19			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
S27	-55406.424	-12570.078	16190.260464
K36	-55410.382	-12568.274	84999.237062
K37	-55413.187	-12573.498	22720.310886
306	-55412.189	-12576.408	-40797.867552
307	-55409.943	-12577.506	-38927.381070
K96	-55409.094	-12575.684	-44253.831996
倍面積		-69.272206	
面積		34.6361030	m <sup>2</sup>
地積		34.63	m <sup>2</sup>

地番 ⑯ 9-20			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
S28	-55397.252	-12574.259	83618.822350
S27	-55406.424	-12570.078	148854.863676
K96	-55409.094	-12575.684	-40455.975428
K14	-55403.207	-12578.302	-117229.774640
S24	-55399.774	-12579.834	-74912.911470
倍面積		-124.975512	
面積		62.4877560	m <sup>2</sup>
地積		62.48	m <sup>2</sup>

地番 ⑰ 9-21			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
317	-55392.657	-12576.353	27164.922480
S28	-55397.252	-12574.259	89491.001303
S24	-55399.774	-12579.834	-14793.884784
319	-55396.076	-12581.479	-58906.484678
318	-55395.092	-12581.869	-43017.410111
倍面積		-61.855790	
面積		30.9278950	m <sup>2</sup>
地積		30.92	m <sup>2</sup>

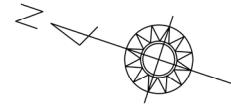
作成者	[REDACTED]	(令和7年3月21日作成)
-----	------------	---------------

申請人

横浜市

縮尺

1 / 250



座標リスト		
点名	X座標	Y座標
K1	487.726	998.333
K2	488.071	1000.808
K3	490.510	1002.677
K4	496.348	1001.664
K5	495.870	997.332
K6	489.712	998.094
K7	483.551	992.171
K8	489.096	991.692
K9	488.721	987.951
K10	488.326	983.924
K11	482.752	984.570
T1	500.000	1000.000
T2	487.124	1004.247
T3	479.788	991.721
T4	488.384	986.328

#### 境界凡例

○	市境界杭
ミ	御影石
鉄	市鉄物杭
ブ	市プレート
市ビ	市鉢
民コンクリート杭	
ブ	民プレート
民ビ	民鉢
プラスチック杭	
ペ	ペンキ印
キ	刻み
○	計算点

△	基準点	■	ブロック塀	Q	高木
○	雨水マンホール	----	直掘壁	⊥	墓地
○	污水マンホール	~~~~~	擁壁	△	園庭
○	合流管マンホール	· · · · ·	ガードレール	— L —	L型側溝
○	水道マンホール	— * * *	フェンス	— = = = —	U型側溝兼有
○	消火栓	— → → —	柵	— U —	U型側溝兼無
○ <sup>g</sup>	ガスマンホール	△ △ △	門扉	○	バス停
○ <sup>c</sup>	カーブミラー	— — — —	十留	○○○	芝地
○	街灯	— — — —	生垣	□	広葉樹林帯
○	看板	▨▨▨▨	植栽	◇	警戒標識
□	雨水樹	— — — —	法面	○	規制標識
○ <sup>e</sup>	電力柱	TTTTTT	掘削跡	■	案内標識
As	アスファルト舗装	△△△△	竹林	□	記念碑
Co	コンクリート舗装	山	荒地	⊕	井戸
g	砂利・未舗装	▽	畠地	● 10.00	標高



図面名	現況平面図		
所在	横浜市鶴見区浜町二丁目9番19		
作成年月日		縮尺	1/250
令和7年9月30日			
作成者	横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課		

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2861 ~ 2864

物件番号2861 (鶴見区浜町二丁目9番17)	地域防災拠点：入船小学校（近隣）寛政小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水 0.5m ≤ 浸水深 (m) &lt; 3.0m</li> <li>・内水 0.02 ≤ 浸水深 (m) &lt; 0.2m</li> <li>・高潮 0.5m ≤ 浸水深 (m) &lt; 3.0m</li> <li>・昭和54年～令和6年 大雨による浸水被害 累計2回</li> </ul>		

物件番号2862 (鶴見区浜町二丁目9番19)	地域防災拠点：入船小学校（近隣）寛政小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水 0.5m ≤ 浸水深 (m) &lt; 3.0m</li> <li>・内水 0.02 ≤ 浸水深 (m) &lt; 0.2m</li> <li>・高潮 0.5m ≤ 浸水深 (m) &lt; 3.0m</li> <li>・昭和54年～令和6年 大雨による浸水被害 累計2回</li> </ul>		

物件番号2863 (南区八幡町)	地域防災拠点：平楽中学校（近隣）中村小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内水 0 ≤ 浸水深 (m) &lt; 0.02m</li> <li>・平成26年 大雨による浸水被害 累計1回（八幡町）</li> <li>・大雨による浸水被害 なし（平楽）</li> </ul>		

物件番号2864 (保土ヶ谷区法泉三丁目)	地域防災拠点：初音が丘小学校（近隣）権太坂小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内水 0.5 ≤ 浸水深 (m) &lt; 1 m</li> <li>・大雨による浸水被害 なし</li> </ul>		

備考：

- ・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年7月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深 (m) を記載しています。
- ・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。



## ( 凡例 )

## 【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

## 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

## 【高潮】浸水想定区域

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 緊急時給水マップ

## その他

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

## 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2025/9/22 12:13:31



## (凡例)

## 【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

## 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

## 【高潮】浸水想定区域

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 緊急時給水マップ

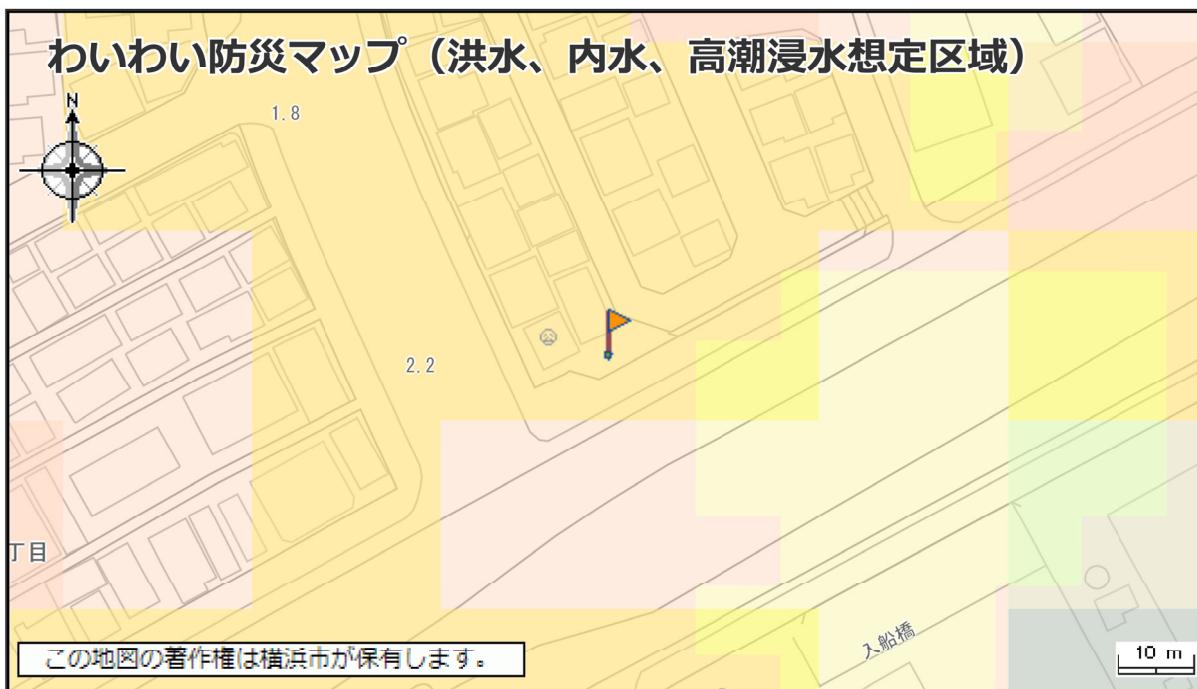
## その他

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

## 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



( 凡 例 )		下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。	
【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）		浸水深（浸水シミュレーションで算出した参考値）	
0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m	0.07m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m		地盤高（浸水シミュレーションで使用した参考値）
浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）			T.P 1.92m
【内水】浸水想定区域（想定最大規模）			
0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m	
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)	
【高潮】浸水想定区域			
0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m	
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律			
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）			
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）			
緊急時給水マップ			
緊急給水栓	耐震給水栓		
災害用地下給水タンク			
配水池	配水槽		
その他			
地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所	
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ	
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場	
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道	
避難に適する道路			
大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）			
避難に適さない道路			
避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）			
注意：			
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。			
【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。			
横浜市総務局 2025/9/25 16:54:10			



## ( 凡例 )

## 【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

## 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

## 【高潮】浸水想定区域

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 緊急時給水マップ

## その他

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

## 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2025/9/22 11:52:58

所在地

横浜市鶴見区浜町2丁目9番19

物件番号2862

## 参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



## 参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

